

2月16日(火)から3月15日(火)まで 税の申告が始まります

今年も所得税及び市・県民税の申告時期が近づいてきました。所得税の確定申告は、日立税務署で受け付けていますが、2月16日から3月15日に限り、市役所でも受け付けています(青色申告者を除く)。申告が必要な人は、受付日時等を確認し、期日までに申告を済ませましょう。

問合せ 税務課市民税グループ ☎23-2115

市・県民税の申告

市・県民税の申告が必要な人

今年の1月1日現在で市内に居住していた人は、原則として申告しなければなりません。市では、前年の申告内容をもとに、今年申告が必要と思われる人に申告書を送付していますが、申告書が送付されなかった人でも申告が必要な場合があります。下表を参考に申告されるようお願いいたします。

平成28年1月1日現在、高萩市に住んでいた人

平成27年中に収入のあった人

給与所得者

- (1) 給与支払報告書が勤務先から高萩市に提出されていない人
- (2) 2ヶ所以上から給与をもらっている人
- (3) 給与所得者以外に営業等、不動産等の収入があった人(給与以外の所得が20万を超えるときは、確定申告をする必要があります)

給与所得者以外の人

- (1) 平成27年中に、個人年金、営業等、農業、不動産等の収入があった人
- (2) 公的年金収入のある人で、社会保険料控除、医療費控除等を受ける人

平成27年中に収入のなかった人

どなたの扶養にもなっていない人

高萩市国民健康保険に加入している人(申告書の提出がないと保険税の算定や減額等ができませんので、申告書左下の「前年中所得の無かった人」の欄に、必要事項を記入のうえ提出してください)

次のいずれかに該当する人は申告の必要はありません。

ただし、(2)、(3)に該当する人のうち、医療費、社会保険料、雑損、その他控除を受ける場合は申告が必要です。

- (1) 所得税の確定申告書を提出した人、または提出予定の人
- (2) 1ヶ所からの給与所得のみで、給与支払報告書が勤務先から高萩市に提出されている人
- (3) 収入が公的年金(国民年金、厚生年金など)のみの人で、所得税がかからない人

申告に必要なもの

- 1 申告書
(前年の控えがあれば持参してください)
 - 2 印鑑
 - 3 申告者名義の預金通帳
 - 4 社会保険料の支払い金額がわかる領収書など
(国民健康保険税・国民年金保険料については市役所で申告相談する人は不要)
 - 5 生命保険、地震保険等の支払い保険料証明書
 - 6 医療費控除を申告する人は医療費の領収書
(内訳・合計金額をあらかじめまとめてください)
 - 7 源泉徴収票(給与所得や年金所得がある人)
 - 8 営業・農業・不動産所得等がある人は「収入内訳書」または「農業所得のお尋ね」
(送付されていない人は、収入金額が分かる帳簿等、必要経費が分かる領収書等)
 - 9 住宅ローン控除を申請する人
 - ① 登記事項証明書
 - ② 住民票の写し
 - ③ 売買契約書または請負契約書などの写し
 - ④ 住宅取得資金にかかる借入金の年末残高等証明書
 - ⑤ 源泉徴収票(給与所得や年金所得がある人)
 - ⑥ 長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し
 - ⑦ 住宅用家屋証明書の写し(⑥と⑦については、認定長期優良住宅の住宅ローン控除を申告する人のみ)
- ※その他、所得により必要となる書類がありますので、ご不明な点は税務課へお問い合わせ下さい。

申告相談の期間・会場

- 【期間】 平成28年2月16日(火)から3月15日(火)まで
※土・日は除きます。
ただし、2月21日、28日の日曜日に限り開場します。
- 【時間】 午前8時30分から午後4時まで
- 【会場】 総合福祉センター1階 健診室
- ※開場時間は、午前8時です。開場時間前にお越し頂いても外でお待ち頂くこととなりますのでご注意ください。
※申告期限間近になると会場は大変混雑しますので、余裕をもって早めに申告して下さい。